

クリーニング業法施行規則改正に伴う必要書類の変更について

クリーニング業法施行規則改正に伴い、令和8年4月1日よりクリーニング師免許の各種申請書の様式が変わります。名前や生年月日など、今までの記入事項に加え、**性別・個人番号（マイナンバー）**を記入することになりました。

これに伴い、一部の提出書類の条件とご提示いただくものに変更がありますのでお知らせいたします。

	窓口で回収するもの		窓口で提示いただくもの
新規申請	各種申請書	合格通知書 住民票 ※1 戸籍謄本(抄)本 ※2	身元確認書類 } ※4 個人番号確認書類 }
再交付申請			
書換 書換再交付申請		戸籍謄本 ※3	

- ※1 個人番号記載のものであれば、表右側の個人番号確認書類の省略が可能
- ※2 合格通知書の氏名と現在の氏名とが異なる場合は、氏名の変更が確認できるもの
- ※3 本籍、氏名などの変更の履歴が確認できるもの
- ※4 詳細は次頁を参照ください

こちらの件に関しまして、ご不明点等ございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎3階南側

保健医療局健康安全部健康安全課

試験・免許担当

電話 03-5320-4358

マイナンバー(個人番号)記載した 申請書等の提出時の本人確認について

東京都保健医療局では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法)に基づき、マイナンバー(個人番号)を記載した申請書等を提出いただく際には、番号法第16条に基づく「本人確認」をさせていただきます。

番号法第16条に基づく本人確認は、「個人番号の確認」と「身元の確認」が必要となり、お持ちいただく書類は以下のとおりです。

1 本人が申請等の手続をする場合に必要となる書類 ※1

下表に記載の①と②の両方を御用意ください。

①	きる書類で個人番号を確認できる書類	<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ ・個人番号カード(裏面) ・個人番号の記載のある住民票の写し ・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書		
		②	身元を確認できる書類※2	ア <input type="checkbox"/>	個人番号カード(表面)
				イ <input type="checkbox"/>	顔写真の表示がある以下の書類のうち1つ 運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 愛の手帳(療育手帳) / 在留カード / 特別永住者証明書 / 税理士証票 / 顔写真付き学生証 / 顔写真付き社員証 / 資格証明書 / 戦傷病者手帳 / これらに類する身分証明書
				ウ <input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ 公的医療保険の資格確認書 プレ印字申告書等 手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書等
		エ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	ア・イ・ウの用意が困難な場合は以下の書類のうち2つ 資格確認書 / 特別児童扶養手当証書 / 学生証(顔写真なし) / 身分証明書(顔写真なし) / 社員証(顔写真なし) / 資格証明書(顔写真なし) / 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し(謄本でも抄本でも可) / 母子健康手帳 / 特別徴収税額通知書 / 退職所得の特別徴収票 / 納税通知書 / 源泉徴収票 / 特定口座年間取引報告書		

※1: 郵送により申請等をする場合は、写し(コピー)を同封してください。

※2: ・身元を確認する書類に記載された「氏名」と「生年月日又は住所」が、個人番号を確認する書類に記載された内容と同一の内容である必要があります。

・イ、ウ、エに記載のものは、提示・提出等の時点で有効なもの若しくは発行・発給、領収等の日から6か月以内のものに限る。

2 代理人が申請等の手続をする場合に必要となる書類 ※3
 下表に記載の①から③の全てを御用意ください。

①	本人の個人番号を確認できる書類	<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ ・本人の個人番号カード(裏面)の写し・本人の個人番号の記載のある住民票の写し・本人の個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
②	代理人の代理権を確認できる書類	カ <input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ ・委任状【原本】(任意代理人の場合) ・税務代理権限証書(県税事務の場合) ・戸籍謄本(法定代理人の場合) ・本人しか持ち得ない書類(例:個人番号カード、資格確認書) ・プレ印字の申告書等 ・手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字の申告書又は申請書
③	代理人の身元を確認できる書類 (キ又はクのいずれか)	キ <input type="checkbox"/> ク <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	顔写真の表示のある以下の書類のうち1つ 代理人の個人番号カード / 運転免許証 / 運転 経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 / 在留カード / 特別永住者証明書 / 税理士証票 / 学生証 / 身分証明書 / 社員証 / 資格証明書 / 戦傷病者手帳 《法人が代理する場合》 以下の書類のうち1つと当該法人との関係を証する書類(社員証等) 登記事項証明書 / 印鑑登録証明書 / 地方税・国税・社会保険料・公共料金の 領収書 / 納税証明書 以下の書類のうち2つ 資格確認書 / 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書 / 学生証(顔写真なし) / 身分証明書(顔写真なし) / 社員証(顔写真なし) / 資格証明書(顔写真なし) / 国税・地方税・社会保険料・公共料金の 領収書 / 納税証明書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可) / 住民票の写し / 住民票記載事項証明書 / 母子健康手帳 / 特別徴収 税額通知書 / 退職所得の特別徴収票 / 納税通知書 / 源泉徴収票 / 特定口座 年間取引報告書

※3:カ・キ・クに記載のものは、提示・提出等の時点で有効なもの若しくは発行・発給、領収等の日から6か月以内のものに限る。

また、郵送により申請等をする場合は、写し(コピー)を同封してください。

「□」はチェックボックスとしてご利用ください。